

承認第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

木津川市長 谷口 雄一

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

令和4年度木津川市水道事業会計補正予算第2号について

令和4年度

水道事業会計補正予算第2号

京都府木津川市

令和4年度木津川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和4年度木津川市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度木津川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額456,790千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	(収 入)		
第1款 資本的収入	950,837千円	△55,100千円	895,737千円
第1項 諸分担金	64,340千円	28,200千円	92,540千円
第2項 工事負担金	66,961千円	△44,900千円	22,061千円
第3項 企業債	200,000千円	△38,400千円	161,600千円
	(支 出)		
第1款 資本的支出	1,587,727千円	△235,200千円	1,352,527千円
第1項 建設改良費	1,483,640千円	△235,200千円	1,248,440千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
山城浄水場 更新事業	161,600 千円	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換することができる。

令和5年3月31日専決

木津川市長 河井 規子

令和4年度木津川市水道事業会計補正予算(第2号)
(実施計画)

2. 資本的収入及び支出

(1) 収 入

款	項	目	既決予定額
1. 資本的収入			950,837
	1 諸 分 担 金		64,340
		1. 加 入 金	54,340
		2. 分 担 金	10,000
	2. 工 事 負 担 金		66,961
		1. 工 事 負 担 金	66,961
	3. 企 業 債		200,000
		1. 企 業 債	200,000
収 入 合 計			950,837

(2) 支 出

款	項	目	既決予定額
1. 資本的支出			1,587,727
	1. 建 設 改 良 費		1,483,640
		1. 原浄水及び配給水設備改良費	1,442,423
		2. 固 定 資 産 購 入 費	41,217
支 出 合 計			1,587,727

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△55,100	895,737	
28,200	92,540	
△900	53,440	1. 加 入 金 △900
29,100	39,100	1. 分 担 金 29,100
△44,900	22,061	
△44,900	22,061	1. 工 事 負 担 金 △44,900
△38,400	161,600	
△38,400	161,600	1. 水 道 事 業 債 △38,400
△55,100	895,737	

(単位：千円)

補正予定額	計	備 考
△235,200	1,352,527	
△235,200	1,248,440	
△233,600	1,208,823	1. 原浄水設備改良費 △70,900
		2. 配水及び給水設備改良費 △162,700
△1,600	39,617	1. システム購入費 △1,600
△235,200	1,352,527	